主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人有吉實の上告趣意は単なる事実誤認又は最刑不当の主張に帰し、刑訴四〇 五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものと は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官